

国内旅行傷害保険の補償内容

対象となる国内旅行事故

A. 「公共交通乗用具」搭乗中の事故

・「公共交通乗用具」搭乗前に乗車券等の代金をメルカードゴールドで決済した場合に限ります

B. 「募集型企画旅行参加中」の事故

・宿泊を伴う募集型企画旅行の代金をメルカードゴールドで決済した場合に限ります

C. 「宿泊先」での事故

・宿泊施設の代金をチェックインの前にメルカードゴールドで決済した場合、またはカード加盟店でノークーボンシステムを利用しメルカードゴールドで決済することを告知して宿泊施設の予約を行った場合に限ります
 ・宿泊施設内での火災・破裂・爆発によって被った傷害事故に限ります

被保険者（保険の対象者）はメルカードゴールド会員となります。

担保項目	傷害		
	死亡・後遺障害	入院	通院
金額	最高1,000万円	1日につき5,000円 (フランチャイズ7日)	1日につき2,000円 (フランチャイズ7日)
保険金をお支払いする場合 (利用条件付帯)	<p>①被保険者が公共交通乗用具（*1）に乗客として搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～③に該当した場合。 ただし次に掲げるいずれかの場合に限ります。 ア)被保険者がその交通上用具に登場する以前に、メルカードゴールド会員がその料金をメルカードゴールドにより支払った場合。 イ)メルカードゴールド会員がメルペイ社を通じて予約を行い、かつその料金をメルカードゴールドにより支払った場合。</p> <p>②被保険者が宿泊施設に宿泊客として宿泊中に火災または破裂・爆発によってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～③に該当した場合。 ただし次に掲げる場合に限ります。 ・宿泊施設の代金をチェックインの前にメルカードゴールドで決済した場合、または、カード加盟店でノークーボンシステムを利用しメルカードゴールド決済することを告知して宿泊施設の予約を行った場合に限ります。 ※ノークーボンシステムとは、カード会社またはカード加盟店である旅行者（旅行者代理業者を含みます）に対してカード会員であることおよび特定クレジットカードにより宿泊施設の代金を決済することを告知して、宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。</p> <p>③被保険者が宿泊をともなう募集型企画旅行（*2）に参加中（*3）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～③に該当した場合。 ただし次に掲げる場合に限ります。 ・宿泊を伴う募集型企画旅行の代金をメルカードゴールドで決済した場合。</p> <p>※1：「公共交通乗用具」とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます ※2：旅行業法第4条第1項第3号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。 ※3：被保険者が募集型企画旅行に参加する目的をもって募集型企画旅行業者があらかじめ手配した乗車券類等によって提供されるその募集型企画旅行日程に定める最初の運送または宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送または宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、被保険者が離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行業者に届け出ることなく離脱した場合または復帰の予定なく離脱した場合は、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとします。</p>		
お支払いする保険金	<p>・上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ～Ⅲにより被ったケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に①死亡した場合、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。また、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、後遺障害等級表に応じて、死亡・後遺障害保険金の4%～100%をお支払いします。</p> <p>・上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ～Ⅲにより被ったケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に②入院された場合（フランチャイズ7日（*1））は入院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日を限度とします。</p> <p>・上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ～Ⅲにより被ったケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に③通院された場合（フランチャイズ7日（*1））、通院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けた場合で、その通院日数に対して90日を限度とします。</p> <p>※1：フランチャイズ7日とは、事故発生の日から起算して7日目以降においてもなお入院または通院の状態にある場合に限り、1日目から入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いすることをいいます。事故発生の日から起算して6日目までに治療（入院または通院）が終了した場合は、補償の対象外となりますのでご注意ください。</p>		

保険金をお支払いできない主な場合	<p>① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>② 保険金を受け取るべき者(*2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。</p> <p>③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格(*3)を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車等を運転している間</p> <p>⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。</p> <p>⑧ 被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、</p> <p>⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑪ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>⑫ ⑨から⑭までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故</p> <p>武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>⑬ ⑬以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑭ 他覚症状のないむちうち症、腰痛。</p>
------------------	---

ご注意	<p>保険会社への保険金のご請求の際には、カード会員資格（クレジットカード番号下4桁、氏名、生年月日、ご住所、メルカリアプリ登録電話番号等）、決済情報等（メルカード・ワールドによる公共交通上用具の乗車券決済情報・宿泊施設の宿泊代金決済情報・宿泊を伴う募集型企画旅行の代金決済情報）を確認させていただきます。</p> <p>また、保険金ご請求に際しカード会員様へお伺いさせていただきます上記各情報に関しましては、保険金支払いに関する対応を目的として、カード会社、本保険の引き受け保険会社（東京海上日動火災保険株式会社）および業務受託会社間にて共有・利用させていただきます。</p> <p>保険お問合せ窓口へお問合せされる際には個人情報のご利用に関しご理解賜れますと幸いです。業務受託会社もしくはカード会社のサービス提供時間等により、カード会員様資格のご確認および保険金お支払い手続きにお時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。カード会員資格、決済情報の確認が出来なかった場合には、保険金のご請求受付はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。</p>
-----	---

お問い合わせ先	<p>メルカード・ワールド 国内旅行保険 お問い合わせ・保険金請求窓口（キューアンドエー株式会社） 0120-253-135 【受付時間：午前10:00～午後18:00(土日祝休)】</p>
---------	---

保険金のご請求に必要な書類		国内旅行傷害保険			海外旅行傷害保険				ショッピング プロテクション
	ご請求になる 保険金の種類	傷害死亡	傷害後遺 傷害	入院 通院	傷害死亡	傷害後遺 傷害	傷害治療 費用	疾病治療 費用	
	必要書類								
	保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
	日本出入国およびご本人のお名前を確認できる書類 * 1				○	○	○	○	
	事故証明書（公の機関、やむをえないとき第三者のもの）	○	○	○	○	○	○	○	○
	医師の診断書 * 2		○	○		○	○	○	
	治療費の明細書および領収書						○	○	
	第三者の損害を証明する書類								
	購入時の領収書・保証書類・修理見積書等								○
死亡診断書または死体検案書	○			○					
被保険者の戸籍謄本	○			○					
被保険者の法定相続人の戸籍謄本	○			○					
被保険者の法定相続人の印鑑証明書	○			○					
損害箇所の写真								○	
その他の関係書類	詳しくは事故受付の際にご案内させていただきます								

* 1：eチケットもしくはパスポートのコピー（日本出入国のスタンプのページおよびお写真のページ）等

* 2：保険金請求額が30万円を超える場合は、原則病院から発行された診断書をご提出ください。
ただし、保険金請求額が30万円以下の場合でも、診断書のご提出をお願いすることがありますので、予めご了承ください。
(注) 保険金を請求するときは○を付した書類のうち東京海上日動火災保険株式会社が求めるものを提出いただきます。